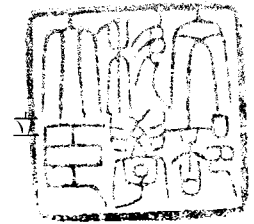




行政文書開示決定通知書

江原 朗 様

文部科学大臣  
塩谷 立



平成21年1月28日付け（平成21年1月30日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称  
平成20年10月時点の各大学附属病院における大学院生等の雇用契約の締結状況のリスト
- 2 不開示とした部分とその理由  
不開示とした部分なし
- 3 開示の実施の方法等（\*同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

下記に記載した方法のうち、希望される方法等により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示を受けた場合の基本額	行政文書全体について開示を受けた場合の開示実施手数料
A4版文書 1枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	10円	0円
	③スキャナーにより電子化し、FDに複写したものの交付（PDFファイル）	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	60円（注）	0円（注）
	④スキャナーにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	110円（注）	0円（注）
	⑤スキャナーにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	130円（注）	0円（注）

(注) FD, CD-R, DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしもご希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ担当課までご連絡下さい。

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所